

定款

定款

改定実施日：2025/03/24

第1章 総則

(商号)

第1条 当社は、株式会社レントと称し、英文ではRENT CORPORATIONと表示する。

(目的)

第2条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 建設機械器具、動力機械器具、電気機械器具、輸送機械器具、農業用機械器具、空気圧縮機械器具、業務用機械器具、その他産業機械器具及びこれらに関する資材の賃貸、検査、修理、校正、製造、販売、輸出入
- (2) 介護用品及び介護機器の賃貸、検査、修理、校正、販売、輸出入
- (3) 情報通信機械器具、及び周辺機器、ソフトウェアの賃貸、検査、修理、校正、販売、輸出入
- (4) 絵画・美術品・雑貨及び家具・装備品・工業用繊維製品の賃貸、販売、輸出入
- (5) 蓄電池の再生及びこれに付帯するサービス、並びに蓄電池再生機器の製造、賃貸、販売、修理、保守、輸出入
- (6) 労働安全衛生法に基づく技能講習・特定自主検査業
- (7) 産業廃棄物処理機械器具の賃貸、販売、修理、輸出入、並びに産業廃棄物処理業
- (8) 食料品・酒類の販売
- (9) 不動産業
- (10) 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、電気通信工事業、清掃施設工事業、解体工事業及びその請負
- (11) 測量器・計測器の賃貸、販売、修理、輸出入、並びに測量・検査業
- (12) 警備業
- (13) 労働者派遣業
- (14) 倉庫業、道路貨物運送業及び運輸に付帯するサービス業
- (15) 古物売買業
- (16) 経営コンサルタント業及び投資、融資及びその債務の保証
- (17) 損害保険代理業及び生命保険募集に関する業務
- (18) 前各号に附帯する一切の業務

(本店所在地)

第3条 当社は、本店を静岡市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、11,552,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎年8月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるとき随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、取締役会において別に定める執行役員規程に基づき選任された社長執行役員(以下「取締役社長」という。)がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。

(取締役の選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 補欠又は増員により選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、他の在任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了する時までとする。
4. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第23条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に委任することができる。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当社は、会社法第370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(取締役の報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して株主総会の決議によって定めるものとする。

(取締役の責任免除)

第27条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の招集通知)

第28条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会規程)

第29条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

(常勤の監査等委員)

第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任方法)

第31条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第32条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第33条 会計監査人の報酬等は、取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。

(会計監査人の責任免除)

第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。

第7章 計算

(事業年度)

第35条 当社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第36条 当社は、剰余金の配当、自己株式の取得等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当)

第37条 当社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。

2. 当社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。
3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第38条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

附則

(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除の経過措置)

第1条 第38回定時株主総会終結前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、同株主総会の決議による変更前の定款第36条第1項及び同条第2項の定めるところによる。